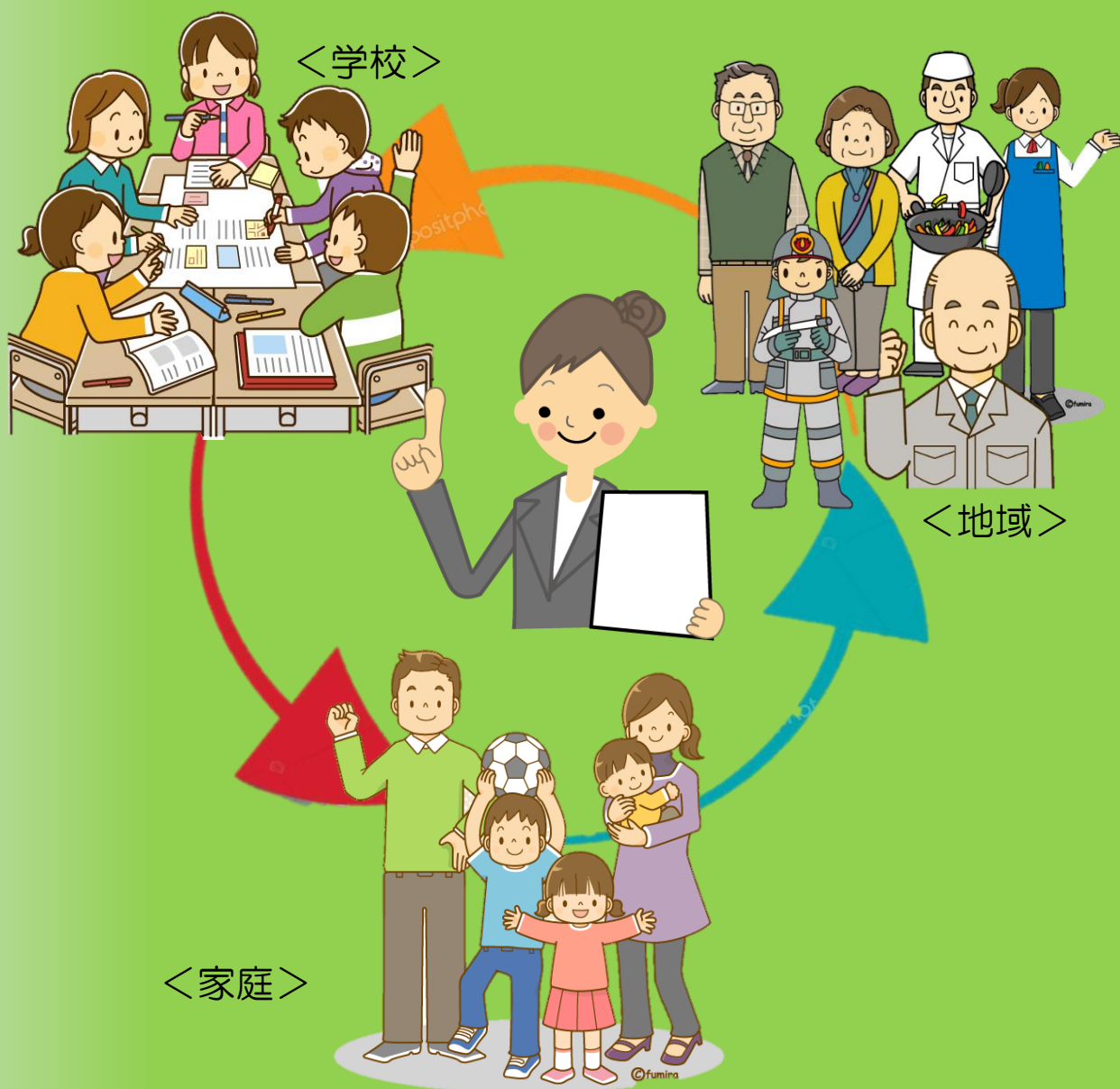


地域学校協働活動ハンドブック

～学校関係者・コーディネーター・ボランティア・行政等のみなさんへ～

つながろう つなげよう



山形県教育委員会



はじめに

本県には、学校教育を家庭・地域が支え、それぞれの役割と責任のもと社会全体で教育に関わってきた歴史と風土があります。しかし、人口減少や少子化・高齢化が進行する中で、地域における地縁的なつながりの希薄化や地域活動の担い手の減少により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。それに伴い、学校に対する県民のニーズが多様化・複雑化する中において、学校教育を従来の形だけで進めていくことには限界があります。

山形県教育委員会では、平成27年5月に策定した「第6次山形県教育振興計画」において主要施策の1つに「学校と家庭・地域との連携・協働の推進」を掲げ、地域と学校が一体となって子どもを育むための支援体制の整備を進めて参りました。

その後、中央教育審議会において平成27年12月に、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の整備が提言されました。さらには、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を全国的に推進するため、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されるなど、山形県が目指してきた方向性を、国全体としても推し進めていく流れになっています。

本冊子は、平成27年に県が作成した「はじめよう！未来につながる仕組みづくり」を改訂し、これからボランティア活動を始めたい方、地域の力を得てより深い学びや体験を子どもたちに与え教育活動をより充実させたいと考えている学校、さらには地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを目指す方々のために、それぞれの役割や心得などを掲載しております。この冊子を御活用いただき、それぞれの自治体において、地域の実情に応じ、学校と連携・協働した特色ある活動が一層充実するとともに、安定的・継続的な体制の整備が推進されますことを期待しております。

結びに本冊子の作成にあたり、事例を提供して頂いた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

— も く じ —

1. 地域学校協働活動って何？…………… 3～5
2. 地域学校協働本部って何？…………… 6～7
3. ボランティアはどんなことをするの？…………… 8～9
～ボランティアの方々へ～
4. 学校はどんな準備をすればいいの？……………10～11
～教職員の方々へ～
5. 推進員、コーディネーター、行政はどんなことをすればいいの？……………12～17
～推進員、コーディネーターの方々、行政担当者の方へ～
6. コミュニティ・スクールって何？……………18～19
7. 県内の取組の紹介……………20～25
高畠町……幅広い地域学校協働活動の取組み
庄内町……中学生への学習支援
尾花沢市……放課後等における体験活動の取組み
鮭川村……学校支援と放課後等支援を統合した取組み
小国町……コミュニティ・スクールでの取組み
8. 参考情報……………26～28
～関係法規等について～

<本冊子に出てくる用語について>

(便宜上、次の語句は次のように簡略化させていただいています)

- | | |
|------------------|--------------|
| ・地域学校協働活動推進員 | ⇒ 推進員 |
| ・統括的な地域学校協働活動推進員 | ⇒ 統括推進員 |
| ・地域コーディネーター | ⇒ コーディネーター |
| ・統括的なコーディネーター | ⇒ 統括コーディネーター |
| ・地域ボランティア | ⇒ ボランティア |
| ・コミュニティ・スクール | ⇒ CS |



→ 学校関係者のページ



→ 推進員・ボランティア等、地域の方のページ



→ 行政担当者の方のページ

1. 地域学校協働活動って何？



学校と地域がパートナーとなり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、PTA、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動のことを指します。

そもそも、なぜ地域学校協働活動が必要なの？



Point

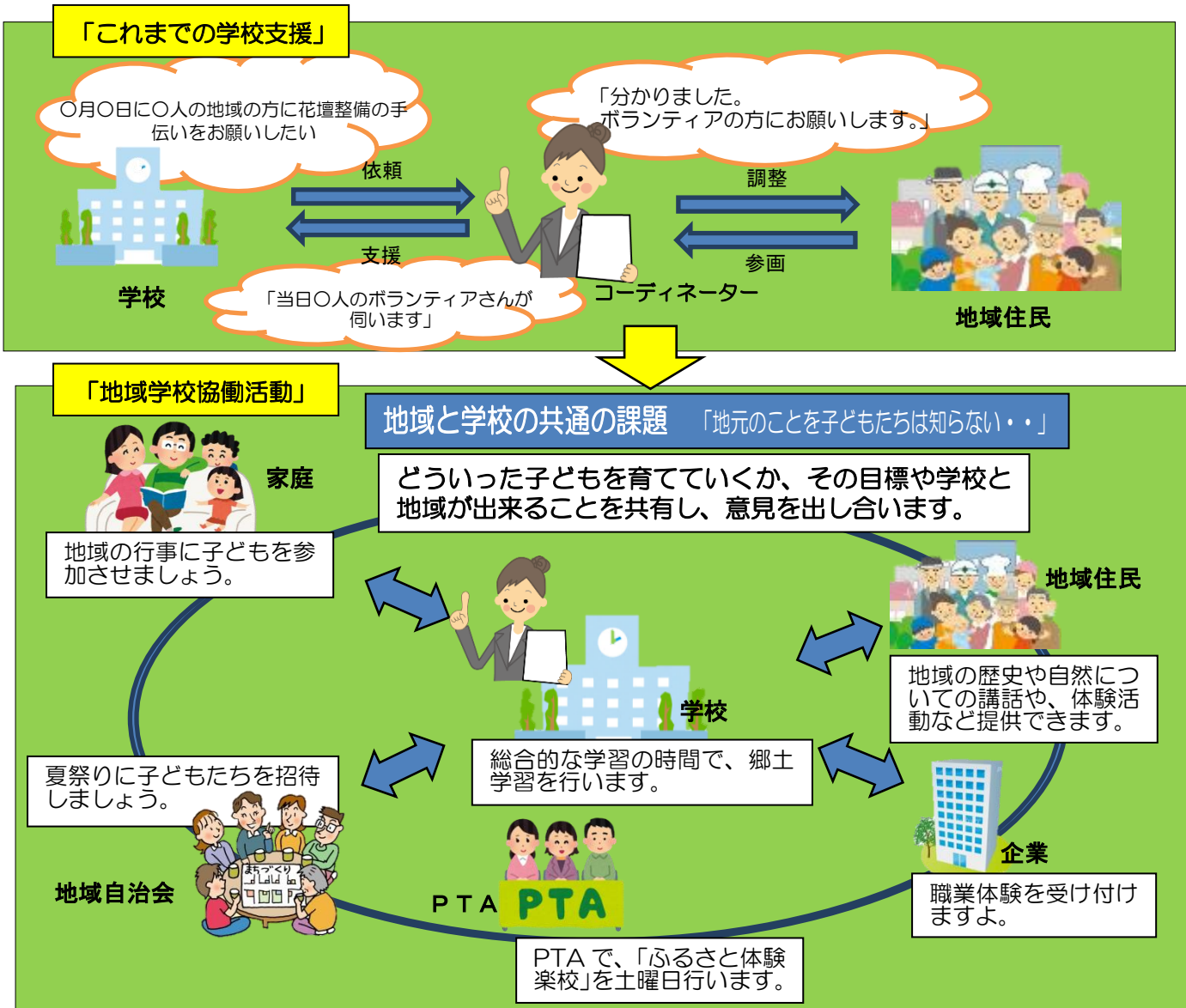
近年、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、価値観やライフスタイルは多様化しています。地域においては、人々が集う機会が減少し、互いに支え合う意識や、学校や地域活動への参加意識が弱まるなど、地域の教育力の低下をまねいています。学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しており、学校と地域それぞれの課題を解決するためには、地域も学校もそれぞれの強みを生かし、互いに補完し合いながら、子どもたちを社会全体で育てていくことが有効とされているためです。

これまでの「学校支援」における活動と何が違うの？



Point

これまでも学校は地域から様々な形で支援してもらってきましたが、地域学校協働活動との違いは、端的に表すと、「支援」から「連携・協働」へ変わっていくことです。地域学校協働活動は、地域が学校・子どもを支援するという一方の関係ではなく、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、地域の子どもたちを一緒に育てていく活動です。



平成29年3月社会教育法の改正により「地域学校協働活動」が法律に位置づけられました。山形県では、この「地域学校協働活動」を推進するために、平成20年度から市町村教育委員会とともに設置に取り組んできた「学校支援地域本部」を基盤とし、「地域学校協働本部」の整備を進めています。

地域住民のネットワークを活かして、多様な取組を、継続的に行い、学校と地域の強みを生かして、子どもの成長を支え、地域の教育力の向上が図られています。

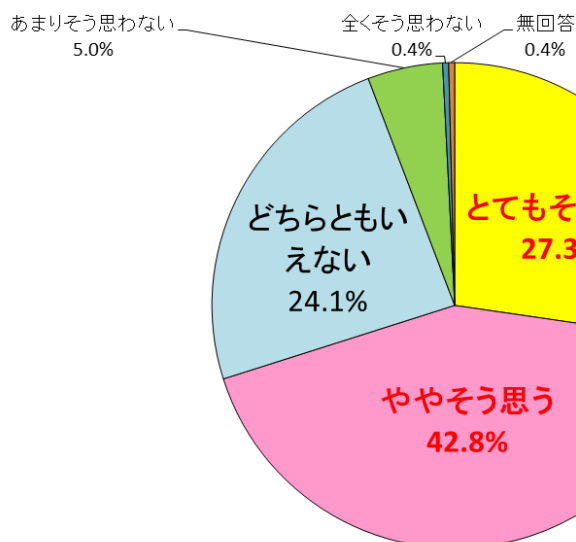
地域学校協働活動の効果

既に取り組んでいる地域の状況を見ると、学校、子ども、地域のそれぞれにより効果が表れています。

学校への効果

 <p>職場体験</p> <p>教員の負担軽減につながっています。</p> <p>コーディネーターが、毎年、中学生の職場体験学習の受入先の連絡調整役を引き受けてくれて、教員の負担軽減につながっています。</p>	 <p>学校行事</p> <p>学校行事を円滑に実施できました。</p> <p>各種の学校行事にボランティアの協力が得られたことで、教育活動が充実しました。コーディネーターによる地域団体への理解やつながりにより、学校行事を円滑に実施できました。</p>	 <p>環境整備</p> <p>環境整備が充実しました。</p> <p>地域住民によるボランティアの参加が年々増え、学校図書館や花壇等の環境整備が充実しました。</p>
 <p>授業補助</p> <p>配慮が必要な児童・生徒への支援が可能になりました。</p> <p>授業補助へのボランティアの導入で、配慮が必要な児童・生徒への支援ができるようになりました。</p>	 <p>学校経営</p> <p>「社会に開かれた教育課程」の実現が図られるとともに、学校への理解と協力が得られました。</p> <p>地域と学校が子どもの成長に向けた目標を共有することで、「社会に開かれた教育課程」の実現が図られます。教育や子どもたちに対する責任と役割を地域と分かち合うことで、学校の教育活動に対する理解者と支援者が増えました。</p>	

「地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた」は約7割



約7割の学校が「思う」と回答

「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」
文部科学省・国立教育政策研究所より。
学校を対象とする調査結果

子どもたちへの効果

協働活動を通じて、子どもたちが信頼できる大人との関わりを持ち、ほめてもらったり、認めてもらったりすることで、自分たちや、周りのことを愛し、思いやる気持ちが育つと期待されています。自分の住む地域への愛着心につながり、山形県で大切に育てていきたい子どもたちの姿です。さらには、地域の人たちが子どもの教育に関わっている学校ほど、全国学力・学習調査における正答率が高いという結果も出ています。



コミュニケーション能力の向上

幅広い地域住民と交流することにより、コミュニケーション能力の向上が図られます。

自己肯定感や思いやりの醸成

子どもたちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれます。

学力の向上

多様な体験や経験の場が増え、学びへの意識の向上や、学校での学習の補充、学習内容と実生活のつながりなど、学習の基礎が固まります。

地域の一員としての自覚

地域の方に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれます。

地域への効果

地域課題の解決につながる活動を通じて、地域づくりの担い手が育成されるとともに、地域の教育力が向上します。

自らの知識や技能、学びの効果が教育の場で活かされる事で、地域住民の生きがいや自己実現の機会がつくられます。さらに、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、地域コミュニティの再生につながります。また、学生のボランティアにとっては、学習支援や授業補助など、自分の将来に役立つ経験が得られます。



やりがいがありました。

子どもたちから元気もらえます。

「先生たちって頑張っている」と学校に対する理解が深まった。

知らない人ともつながりができました。

2. 地域学校協働本部って何？



従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことで、

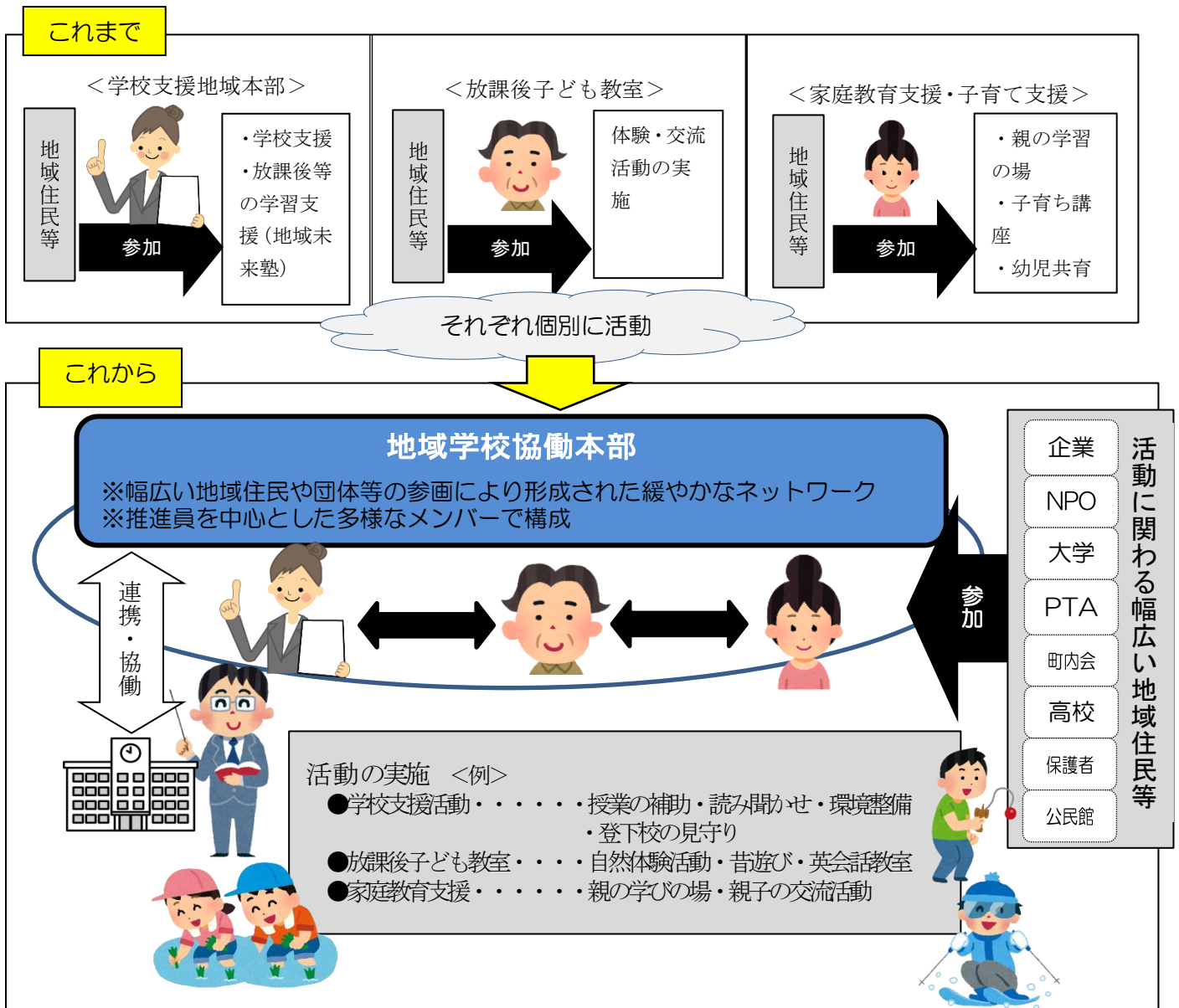
今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）のあり方

文部科学省は地域学校協働本部の整備にあたっては、従来の「支援」から「連携・協働」へ、「個別」から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提としています。そのため、以下の3要素が必須とされています。

コーディネート機能・・・地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割
 多様な活動・・・より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
 継続的な活動・・・地域学校協働活動の継続的・安定的実施



多くの市町村においては、コーディネート機能を有する体制が様々な形で構築され、多様で継続的な活動が実施されてきました。ただし、これまでの「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の事業ごとに活動が個別実施されている現状があり、地域と学校の連携・協働を推進する多様な既存の組織を統合し、コーディネート機能をさらに充実させることで、地域学校協働本部へと発展させることが望まれています。



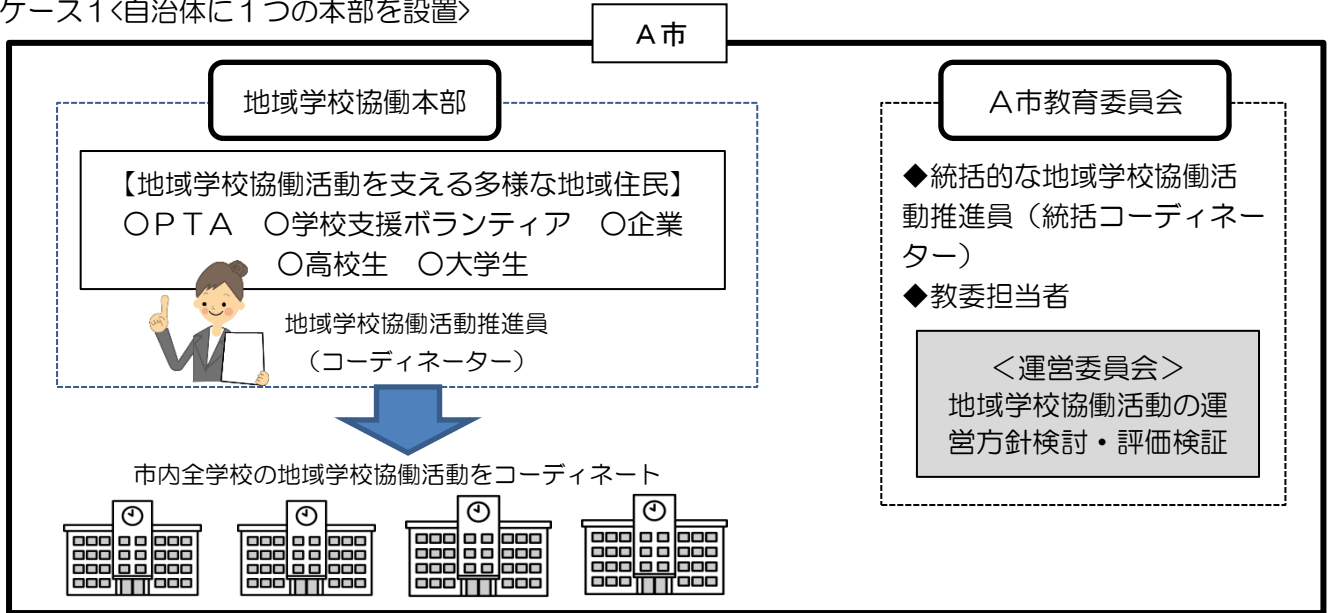
地域学校協働本部の設置

地域学校協働活動の組織化については、市町村教育委員会が学校と協議しながら、既存の組織を基盤とし、市町村の実情に応じて進めます。

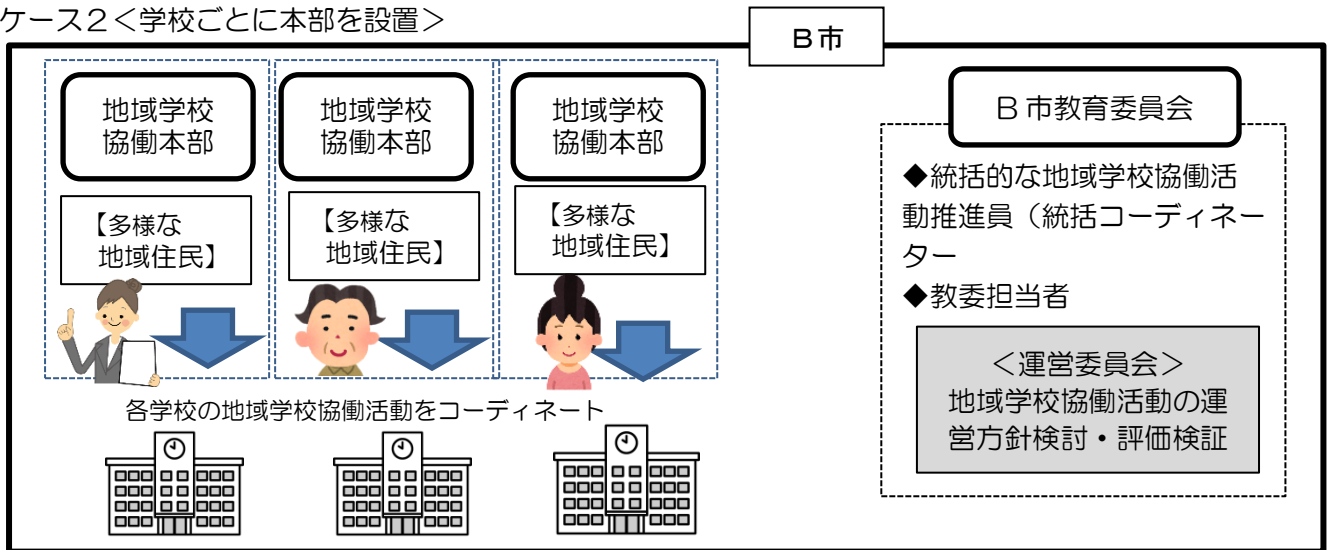
本部の設置を、市町村に1つとするか、あるいは中学校区や学校区ごとにするかは、学校の規模や自治体の環境を考慮しながら、活動しやすい体制を整えます。

考えられるケースは・・・

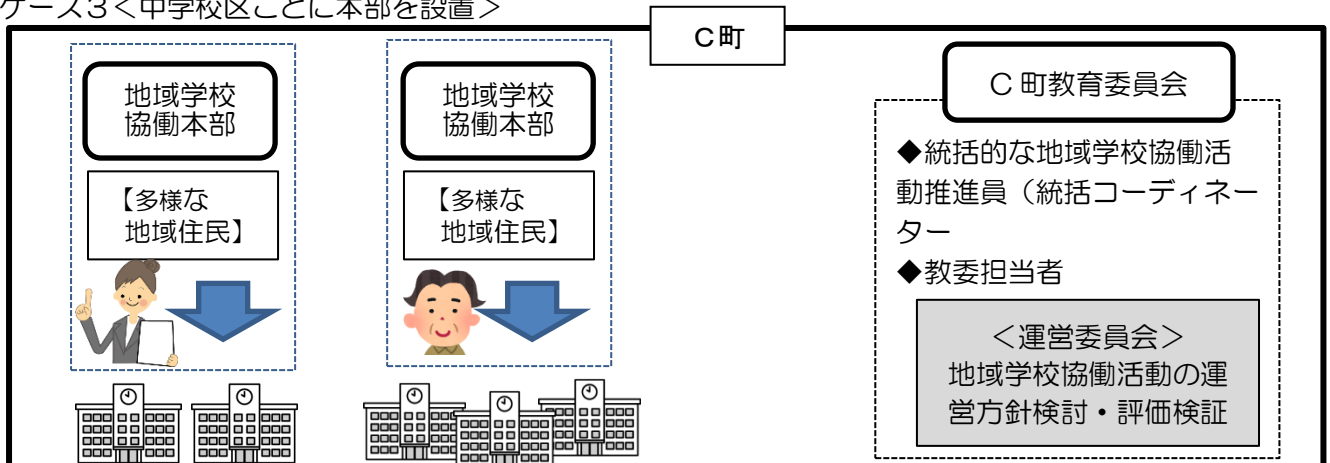
ケース1〈自治体に1つの本部を設置〉



ケース2〈学校ごとに本部を設置〉



ケース3〈中学校区ごとに本部を設置〉



3. ボランティアはどんなことをするの？

ボランティアをはじめる前に・・・

こんなことはありませんか？

- ・子どものため、未来のために何かしたい
- ・自分の得意なこと・知識や技能を生かせたら
- ・次の時代に受け継いでもらいたいことがある



これらを実現するための近道は、学校と一緒に活動することです。



学校もあなたの力を待っています！

平成 29 年改訂の新学習指導要領への移行に伴って、学校では、子どもの生きる力を高めるため、地域の人々や企業、団体等と関わり、学校の中だけでは出来ない体験や学習を可能にすることが求められています。



ボランティア活動のあれこれ

ボランティア活動には次のようなものがあります。

①学校での学習支援

子どもたちの学習活動をよりよく進めるためのサポート役です。

例) 算数の計算ドリル等の補助、スキー教室の補助、家庭科実習の補助、読み聞かせボランティア、複式学級の補助、総合的な学習の時間での指導（伝統芸能、田植え、キャリア教育等） など

②放課後等における体験・活動の支援

例) スポーツ教室、料理教室、英会話教室、地域散策、宿題のお手伝い、中学生への学習支援 など

③環境整備・学校行事

例) 図書室の整備、花壇や樹木の管理、校舎の美化活動、登下校の見守り、自転車教室の補助、学校行事(運動会等)の準備 など

④その他 その地域や学校でできること、必要なこと等、アイデアを生かした活動

ボランティアの心得

ボランティアとして、地域住民の方々が子どもたちと接する場合、次のような点を理解するとともに、遵守することが求められます。

- 明るくあいさつをしましょう。
- 学校にふさわしい頭髪や身だしなみをしましょう。
- 学校には、学校の時間があります。
- 活動に入る前に確認・相談をしましょう。
- 体罰は決して行ってはいけません。
- 活動を通して知り得た子どもたちの秘密（個人情報）については、他の人に話すなど、決して外部に漏らしてはいけません。
- 政治・宗教・営利目的の活動を行ってはいけません。
- 活動の中で気づいた点は、遠慮せずに学校や教育委員会等に報告しましょう。



ボランティアの原則

ボランティアの4原則

1. 自分からすすんで行動するー「自主性」

強制や、義務としてするのではなく、個人の考えで自主的・主体的に行う活動です。

2. とともに支え合い、学びあうー「連帯性」

だれもが生き生きと豊かに暮らしていけるように、支え合い学び合う活動です。

3. 見返りを求めないー「無償性」

経済的な報酬を求める活動ではありません。お金では得られない出会いや感動、喜びを得る活動です。

4. よりよい社会を創るー「創造性」

社会で何が必要とされているのかを考えながら、社会をリードする活動です。

以上のことを踏まえながら、

できる人が、できるときに、できることから始めてみましょう！

子どもたちから元気をもらえます！
出会いや交流の場が増えます！
新しい発見や学びができます！
必要とされることが、生きがいになります！



4. 学校はどんな準備をすればいいの？



「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことを示しています。

教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用する等、「学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる」ことが求められています。



「地域と一緒にあって、子どもを育てる」という考え方ですね。

次のようなポイントで地域学校協働活動を考えてみましょう。

1. 地域の人材を生かす ボランティアによる活動

学習支援：授業の補助（各教科・キャリア教育・伝統芸能・スキー教室・田植え）、読み聞かせ など

環境整備：花壇・図書室の整備、学校行事（運動会等）の準備、HP 更新、登下校の見守り など

体験活動：文化祭や放課後・長期休業中における多様な体験の実施

2. 地域の資源を生かす

校外学習：文化財、職場体験、学校間交流、自然体験 など

3. 地域へ参画する

地域でのボランティア活動：清掃、福祉施設への訪問 等

地域団体との連携：地域行事・イベントへの参加や合同実施、地域一斉あいさつ運動 等



手順

STEP1 ボランティアについて共通理解

地域学校協働活動の意義やその活動に関わる地域の方々の立場や必要性について、職員会議や研修会などをとおして、共通理解を図りましょう。全教職員が共通認識のもとで対応することで、ボランティアも安心して活動に取り組むことができます。



STEP2 目標・ビジョンの共有 — どんな子どもたちを育てたいかを確認しよう

地域学校協働活動は、地域と学校が互いに長所を活かしながら、同じ子どもたちを同一歩調で育ていくことが特徴です。学校にも地域にも、理想の子ども像があるはずですので、共有を図りながら、協力体制を整えましょう。



STEP3 教育計画への位置づけ — 学校のどの場面で地域の力を活用できるか見直そう

目指すところが決まったら、これまでボランティアの協力・支援を受けたいと考えた場面や今後地域の力を要する活動がないか、学校の教育目標や授業計画、子どもの発達段階、学校生活、施設面などの視点から、もう一度見直してみましょう。

- ・教職員では難しい、専門的な指導を必要としていることはないか。(郷土学習、伝統芸能、部活動指導、等)
- ・ボランティアの協力や支援を受けたい学習活動はないか。(キャリア教育、放課後等の学習支援等)
- ・環境整備を進めたいところはないか。
- ・登下校時の安全面で気になる箇所はないか。
- ・図書室は子どもたちが使いやすい環境になっているか。



STEP4 連携担当教員の配置 — 学校側にも窓口をつくろう(次項参照)

地域側には窓口となる地域学校協働活動推進員がいますが、学校にも連携担当教員を校務分掌で位置づけることで、推進員と連絡・調整がスムーズにすすみ、目標が達成されやすくなります。



STEP5 「交流の場」の確保 — 情報交換できる居場所をつくろう

推進員やボランティアの地域住民の方々が集まる場所を学校内に確保するとよいでしょう。活動の準備だけでなく、地域の方向士や教職員との自由な情報交換ができる場として、余裕教室などを活用してみましよう。

地域連携担当教員とは？

地域学校協働活動を行う際の、学校の窓口となる教員のことです。

窓口を明確にすることで校内の体制を整備し、教育活動を効果的・効率的に展開していくことが期待されます。

<主な役割>

- ① 学校内のニーズを把握・整理するとともに、学校の窓口となって、一貫して地域と効率的・計画的な調整を行う
- ② 地域連携に基づく学習活動を計画し、教育計画に位置づける
- ③ 活動の成果と課題を明確にする
- ④ 地域の様々な情報を収集し、人材など地域の教育資源を発掘、活用する

教職員の心得

1. 学校教育の大きな転換期

学習指導要領が改訂され、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、「教育課程そのものを地域に開いていく」考え方に変わっていきます。先が読みにくい時代を生きていく子どもたちに、つけたい力を確実に身につけさせるためには、学校だけの力では難しい時代になっていることも確かです。

2. ボランティアとのパートナーシップを築きましょう。

ボランティアの方々には、学校を支援する下請けの役割ではありません。子どもたちをともに育む大切なパートナーです。お互いに尊重しあい、学校と地域のそれぞれの強みを生かして、子どもたちへの活動を進めましょう。特に初めてボランティア活動を行う人は、不安でいっぱいです。感謝の気持ちを伝えたり、励ましの声をかけたり、丁寧な対応を心がけましょう。



5. 地域学校協働活動推進員はどんなことをすればいいの？

地

行

地域学校協働活動推進員やコーディネーターは、学校のニーズとボランティアの思いを受け、「連携・協働」の関係の中で、一緒に活動を作り、調整する役割を担います。

推進員、コーディネーターがいることで、ボランティアや教職員の戸惑いが少なくなり、活動が円滑になるとともに、多様な活動へとつながっていきます。

役割と望まれる資質・能力

役割は次のようなものです。

- ・地域や学校の特色・実情に応じた企画立案
- ・学校や地域住民、関係団体との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働活動に係る事務処理・経理処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等



適切な人材としては、以下のような方々が望めます。

- ・地域学校協働活動に熱意と識見がある。
- ・地域学校協働活動に深い関心と理解がある。
- ・地域の住民、団体、機関の関係者をよく理解している。
- ・学校の実情や教育方針への理解がある。
- ・活動を円滑に進めるためのコミュニケーション能力があり、人を動かす力がある。

こんなことがあります・・

- ・ボランティアの方のパソコンを教えるスキルは高いけれど・・子どもへの説明が難しすぎる。
- ・ボランティアの方が熱心なのはうれしいけれど、やりたいことを学校に押し付けてくる。学校としても、計画やねらいがあるので、実現はできないこともある。こんなことなら、頼まなければ良かった。

このようなエピソードは数多くあり、そこにコーディネート機能が働けば、学校は地域と連携・協働することに、抵抗がなくなります。地域と学校という異なった文化をつなぐため、豊かなコミュニケーション能力をもち、日頃から学校や地域と信頼関係を結び、人と情報をつなぐ人が求められています。



どんな人に頼めばいいの？

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域ボランティアとして参加している人
- ・PTA関係者、経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・地域の自治会や青年会等の地域団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する民間企業、NPO法人・団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

このような人たちをすぐに確保することは、どの地域においても容易ではありません。中長期的な視野に立ち、人材の発掘や育成を計画的に進めることが必要です。さらに、特定の個人に依存しすぎないように、推進員の交代があっても活動が継続するよう、持続的な体制の整備が必要です。

【地域学校協働活動ハンドブック(文部科学省)】



推進員はこれまでのコーディネーターと違うの？

業務内容や役割については、これまでと同様、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行います。「地域コーディネーター」や「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになりました。



法律的に位置づけられた立場として、責任もあるけど、いろいろな団体や学校と連絡・調整しやすくなるわ。

推進員の委嘱はしないとイケないの？

地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を図るためには、教育委員会と地域学校協働活動推進員との間で、当該推進員が具体的に行うべき業務の内容や、遵守すべき事項等を明確にした上で、活動の主体である教育委員会が責任をもって依頼することが望ましいことから、「委嘱」行為を前提としています。

教育委員会による地域学校協働活動推進員の委嘱は、推進員の処遇や役割等を明確にし、また推進員が自らの責任、役割について認識できるようにするためにも、文書で行うことが適切です。ただし、委嘱の具体的な手続きや方法は、各教育委員会の判断と各自治体の規定に沿って進めていただいで構いません。

委嘱の流れ（イメージ）

- ①教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする。
- ↓
- ②地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定
- ↓
- ③地域学校協働活動推進員候補者の選定
- ↓
- ④選定された推進員候補に、役割等について説明のうえ、内諾を得る。
- ↓
- ⑤設置要綱等に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱（委嘱状を渡す）

その他の構成員について

統括的な地域学校協働活動推進員

推進員が継続的に学びの支援を進めていくためには、豊富なコーディネート経験をもつ人に相談したり、助言をしてもらったりという機会があると安心です。

一人ひとりの推進員が、より活発に、より円滑に活動していくため、地域の実情により広域的な観点から各推進員間を調整していく、統括的な地域学校協働活動推進員（以下「統括推進員」という。）をおき、コーディネートを進めていくことも可能です。

教育委員会は、より広域的な観点から主に市町村等の域内における地域学校協働活動の推進を図るため、必要に応じて「統括的な地域学校協働活動推進員」を委嘱することができます。

統括的な地域学校協働活動推進員は、推進員に含まれるもので、域内全域の地域学校協働活動を推進する上で、各地域の規模や取組みの進捗状況に応じてより広域的な視点から対応することが期待されます。

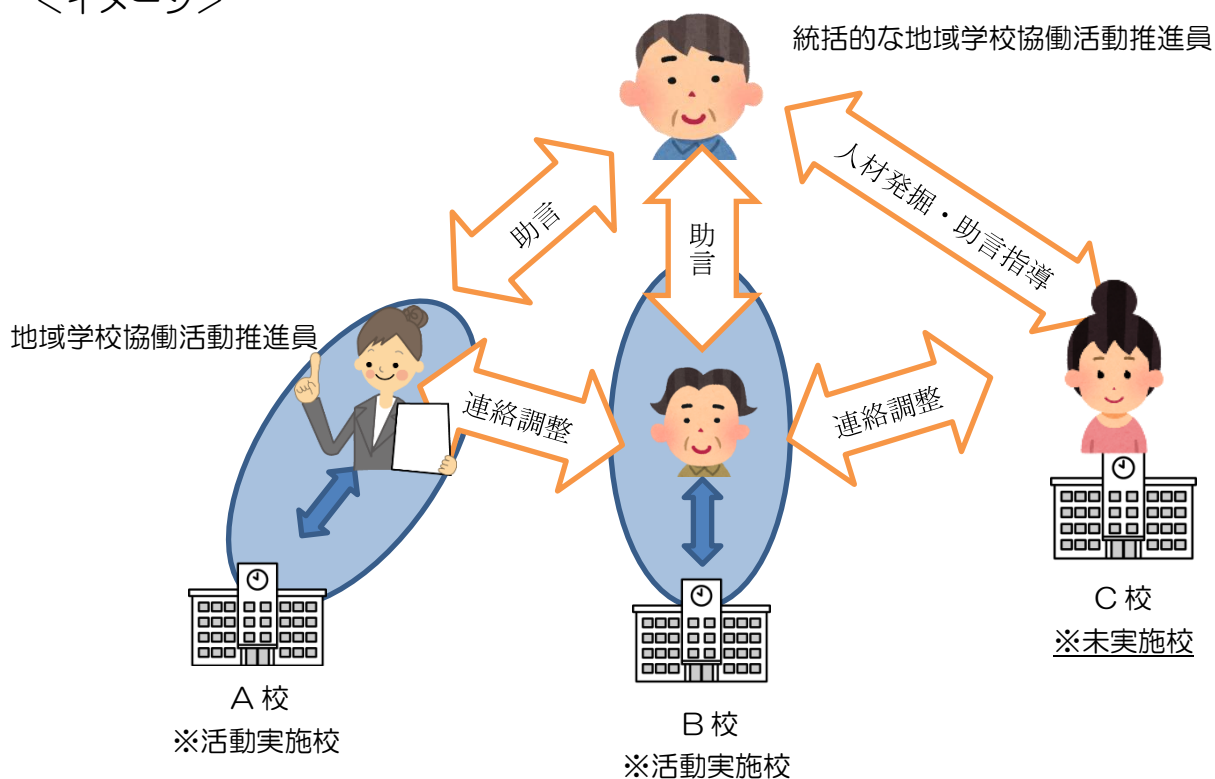
統括推進員には、以下のような役割があります。

- ・推進員間の連絡調整
- ・推進員への適切な助言や事例紹介
- ・地域住民の地域学校協働活動への理解促進
- ・推進員の育成、発掘や確保
- ・未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先行事例の提供
- ・新たな視点や手法を用いるなどした、地域学校協働活動の企画力や実行力の向上への助言 等

適切な人材としては以下のような方々が候補となります。

- ・推進員として長年活躍している人
- ・社会教育主事として活動した経験のある人
- ・校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・PTA 関係者、経験者で地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人
- ・地域活性化やまちづくり関係の地域団体のリーダー 等

<イメージ>



※統括的な地域学校協働活動推進員の役割

〇〇市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき、〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、〇〇市立各小・中学校（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区の〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号にいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、またはこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校区の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するための必要な活動

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があつた場合を除き、その活動上知りえた秘密を漏らしはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会〇〇課において処理する。

(費用弁償等)

第11条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものの他、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

〇〇町地域学校協働学校支援地域本部事業地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項及び〇〇町地域学校協働学校支援地域本部事業実施要綱第◆条第◆項の規定に基づき、地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター（以下「推進員コーディネーター」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員コーディネーターは、〇〇町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、〇〇町教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

(活動内容)

第3条 推進員コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校の関係者及び地域ボランティアとの連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、登録、配置、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承認)

第4条 推進員コーディネーターは、第2条の規定により委嘱される場合、承諾書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第5条 推進員コーディネーターは、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター活動簿（第2号様式）及び地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター活動状況報告書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

(活動日及び活動時間)

第6条 推進員コーディネーターが活動する日は、□□□とする。

2 推進員コーディネーターが活動する時間は、□□□とする。

(身分証)

第7条 委員会は、第2条の規定により委嘱した推進員コーディネーターに対し、身分証（第4号様式）を交付する。

2 推進員コーディネーターは、業務に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(謝礼)

第8条 委員会は、推進員コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(任期)

第9条 推進員コーディネーターの任期は、委嘱の日から△年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第10条 推進員コーディネーターは、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、□日前までに委員会に申し出なければならないものとする。

(委嘱の解除)

第11条 委員会は、推進員コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員コーディネーターの活動を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 推進員コーディネーターとしての活動の実績が良くない場合
- (4) 推進員コーディネーターとしてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第12条 推進員コーディネーターは教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、〇〇町教育委員会事務局△△課長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、2019年平成29年65月1日から施行する。

〇〇小学校区地域学校協働本部設置要綱（教育委員会が制定する場合の例）

（目的）

第 1 条 この要綱は、〇〇市立〇〇小学校区内において、学校お教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い、教育活動の充実を図るために整備される、地域が一体となって子どもを育てる組織の設置について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 2 条 この組織は、〇〇小学校地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）と称する。

（組織）

第 3 条 協働本部は、次に掲げる構成員により組織する。

- （1）地域学校協働活動推進員 1 人
- （2）地域コーディネーター 4 人
- （3）地域連携担当 1 人

2 協働本部に本部長を置き、地域学校協働活動推進員をもって充てる。

（役割）

第 4 条 構成員の役割は、次に掲げるとおりとする。

（1）地域学校協働活動推進員

市教育委員会及び学校の方針を踏まえ、地域コーディネーターと連絡・調整を図りながら、学区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。

（2）地域コーディネーター

地域連携担当と連絡・調整を図りながら、学校ニーズと地域住民の思いをつなげ、学区内における地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する。

（3）地域連携担当

地域の支援や参画について、学校ニーズを取りまとめるとともに、地域コーディネーターと連携しながら、地域と連携・協働した教育活動を推進する。

（選任）

第 5 条 構成員は、次に掲げる手続により選任する。

- （1）地域学校協働活動推進員 市教育委員会が委嘱する。
- （2）地域コーディネーター 校長の推薦に基づき、市教育委員会が依頼する。
- （3）地域連携担当 〇〇小学校の校務分掌に位置づけられた教職員をもって充てる。

（事業）

第 6 条 地域学校協働本部は、第 1 条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- （1）学校支援活動
- （2）家庭教育支援活動
- （3）放課後子ども教室
- （4）地域活動
- （5）その他、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

（推進会議）

第 7 条 地域学校協働本部は、構成員、PTA 会長、学校関係者（校長・教頭等）、ボランティア代表、地域関係団体代表者等により構成される推進会議を年 2 回開催し、活動の企画・立案、評価・検証を行うものとする。

2 推進会議は、本部長が召集し、本部長が議長となる。

（会計）

第 8 条 本会の経費は、市が交付する補助金をもって充てる。

2 本会の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

（保険）

第 9 条 第 6 条に掲げる事業を実施する場合、事故に対応するため、〇〇市社会福祉協議会のボランティア保険に加入するものとする。

（事務局）

第 10 条 地域学校協働本部の事務局は、〇〇地区公民館内（〇〇市〇〇町〇—〇）に置く。

2 事務局員は、本部長をもって充てる。

（遵守事項）

第 11 条 本会は、政治活動、宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。

2 構成員は、児童その他関係者の個人情報保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知りえた情報等については、外部に漏らしてはならない。

（委任）

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、推進会議において定める。

付則

この要綱は、平成 31 年〇月〇日から施行する。

6. コミュニティ・スクールって何？



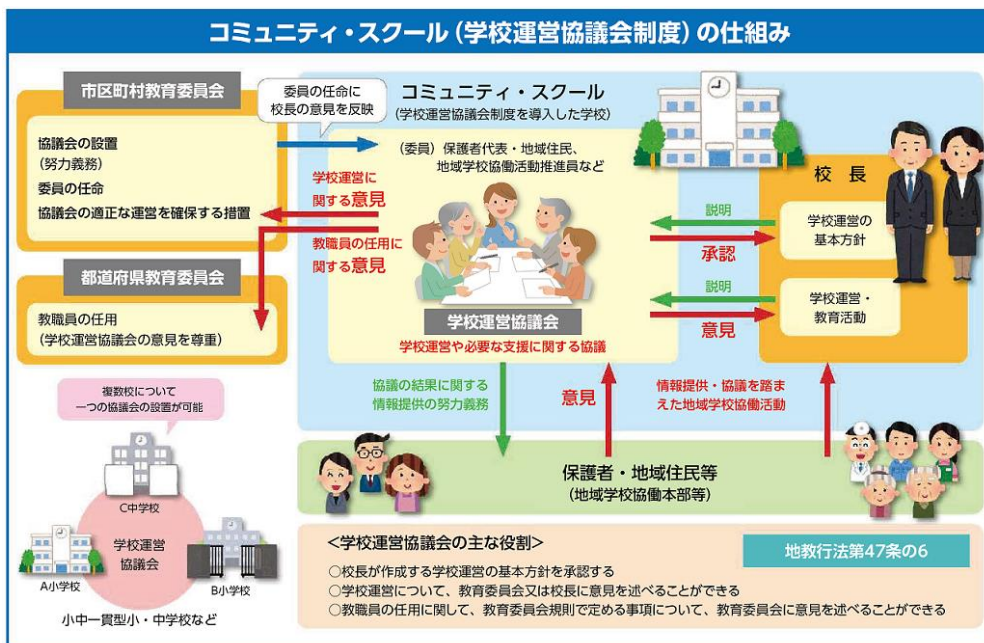
「学校運営協議会*」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

コミュニティ・スクールでは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できます。当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力をもたらします。

*「学校運営協議会」

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることができる一定の権限を有する合議制の機関です。一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくりを進める法律(※)に基づいた仕組みです。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6(平成29年4月改正)



「学校運営協議会」の主な三つの機能

校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

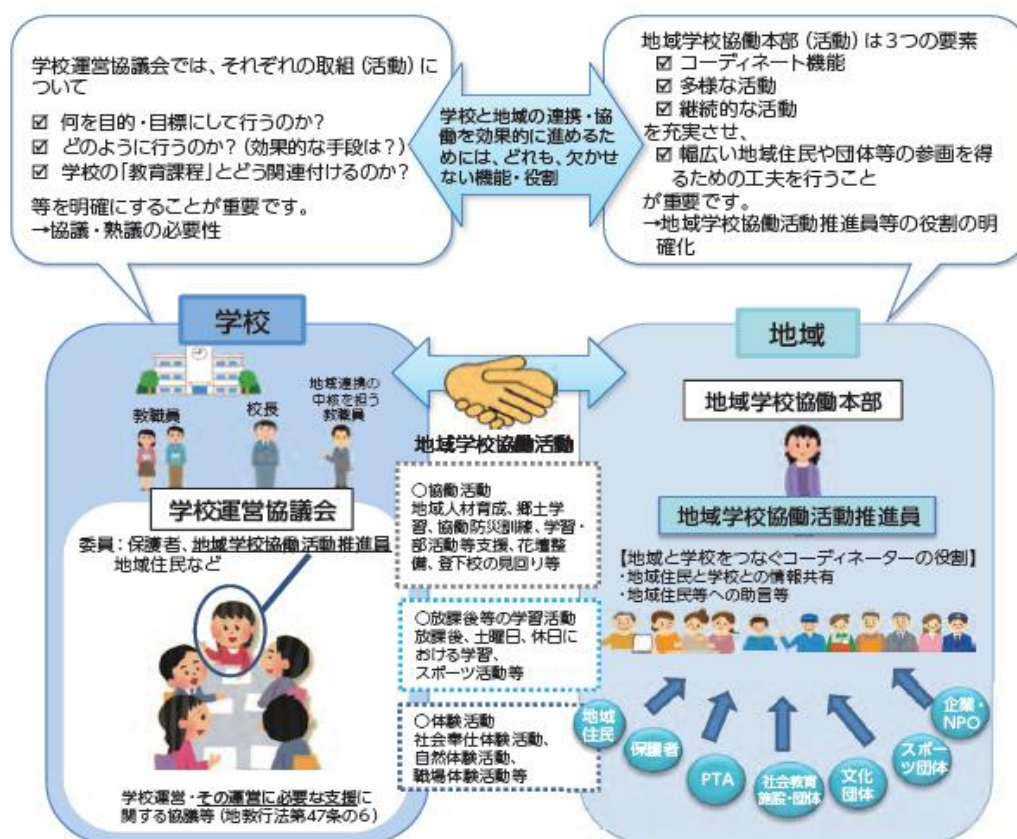
全国で授業補助、環境整備、登下校の見守り、放課後子ども教室、中高生等への学習支援等の地域学校協働活動が推進され、地域と学校の連携・協力体制が構築されている地域では、保護者や地域住民等、多くの関係者が学校の取組や子どもたちに直接関わる機会が増えました。だからこそ重要になるのが、学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を確実に行うことです。これらの共有が十分でないと、一方が他方に「お願い」をし、それに対して「支援をする」という、貸し借りのような関係になってしまうことがあります。

そこで、地域とともにある学校の運営については、学校運営協議会で行う協議に加え、熟議・協働・マネジメントの3つの視点が大切です。



学校運営協議会と地域学校協働本部の連携のイメージ

地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで両輪としての相乗効果を発揮し、学校運営の改善に結びつけることが期待されています。



コミュニティ・スクールの仕組みを入れるメリット

1 目標やビジョンの共有

学校運営協議会を通して、どのような子どもたちを育てていくのか、その子どもたちはどんな課題を抱えているのか、目標をどう実現していくのか等、学校と地域が一緒に考え、実行に移すことができます。

2 学校や地域のニーズに合った取組が可能

多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現し、子どもたちに多様な経験を積ませることができます。

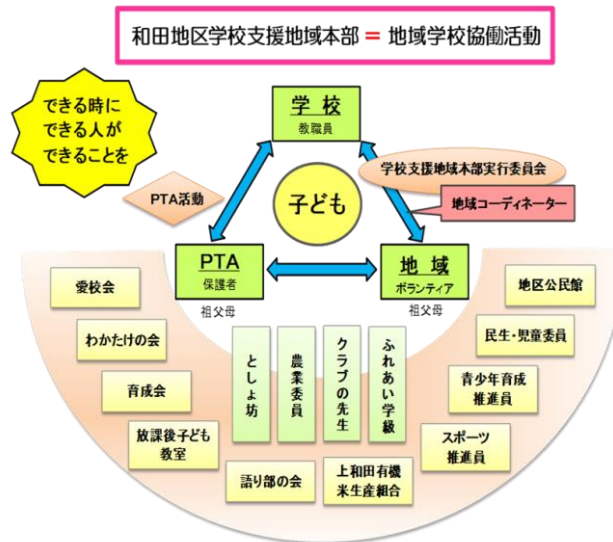
3 組織的・継続的な体制の構築

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」ができます。

●取組の目的・経緯

高島町の和田地区には伝統的に和田小学校を地域ぐるみで支える地盤があった。子どもたちの健やかな成長を支える活動をより一層幅広く組織的に行うために、平成20年度和田地区学校支援地域本部が設置された。現在、和田小学校における協力者ののべ人数は年間1,300人を超え、学校で地域の方を見ない日はないくらい多くのボランティアの協力がある。平成25年度には「優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰」を受賞している。

●体制図



●主な取組の紹介

支援活動の内容は、①学習支援活動、②環境整備、③登下校の安全確保、④学校行事の支援の4つに大きく分類される。以下に、いくつか紹介したい。

①＜学習支援活動＞

○教科の支援

国語や算数をはじめとして体育、家庭科、生活科、総合的な学習の時間など、各学年の担任のニーズに合わせて、地域の方の支援をいただいている。担任は支援して下さる方との打合せをしっかりと行い、必要な場面で必要な支援をしていただけるよう配慮している。



6年生家庭科の様子

○食農教育

和田小では、食農教育に力を入れている。毎年、上和田有機米生産組合の方々の指導をいただき、学校田での米作り体験学習では、田植え、草取り、稲刈り、脱穀までを行っている。

さらに、1年生から6年生まで、各学年の農業委員の支援をいただいて畑で作物を栽培している。農業委員は父母や祖父母にお願いしている。3年生は地域の祖父母世代のボランティア組織「ふれあい学級2組」の方々の指導で、収穫した大豆を使った味噌づくり体験学習などの活動も行っている。



学校田での脱穀作業の様子

○クラブ活動支援

和田地区の史跡や神社仏閣などについて学ぶ「地域探検クラブ」や、地域の郷土料理づくりや手芸などを行う「家庭科クラブ」、若い大工さんによる指導で木工作品を制作する「木工クラブ」など、子ども達の幅広い興味・関心に合わせて地域の様々な方々からボランティアの協力を仰いでいる。



地域探検クラブの様子

○読み聞かせ活動

和田小学校のボランティアサークル「としよ坊」の方々が、毎月3～4回各クラスで読み聞かせを行っている。絵本も厳選されており、子ども達はとても楽しみにしている。静かに集中して聞き入っている様子が見られる。



朝の「読み聞かせ」の様子

○語り部の活動

地域に伝わる昔話を、方言と独特の語り口で聞かせる「語り部」の活動を、地域の「語り部の会」の方々の協力により行っている。毎月1回、上学年と下学年の2グループに分かれ、それぞれの学年に合う内容の昔話をしていただいている。



朝の「語り部」の様子

②<環境整備>

児童が学校の花壇に花を植えたり、除草作業を行ったりと環境整備を行う際に、地域の祖父母世代のボランティア組織「ふれあい学級2組」の方々の協力を得ている。手順やコツを丁寧に教えてもらい、子ども達も上手になっていく。



花壇の植え付け作業の様子

③<登下校の安全確保>

1年生が入学してすぐ、歩いて下校する際に、安全確保のために祖父母を中心とした地域のボランティアの方に付き添ってもらい安全を確保している。



下校時の安全活動の様子

④<学校行事の支援>

運動会では徒競走の計時や用具出し入れの手伝いや写真撮影など、豊年祭では餅つきもち会食の準備、片付けなど和田小学校では多くの人手が必要な学校の行事の際には、PTAや地域ボランティアの協力が欠かせないものとなっている。



豊年祭での餅つきの様子

<取組の効果>

○多くの目で指導・支援に当たることで、より安全で確実な技能の習得に結びつけることができた。
○様々な場面で多くの地域の方々に子ども達を見守っていただけると共に、和田小の取り組みを地域に広め、理解を深めることができた。

<これまでに工夫されたこと>

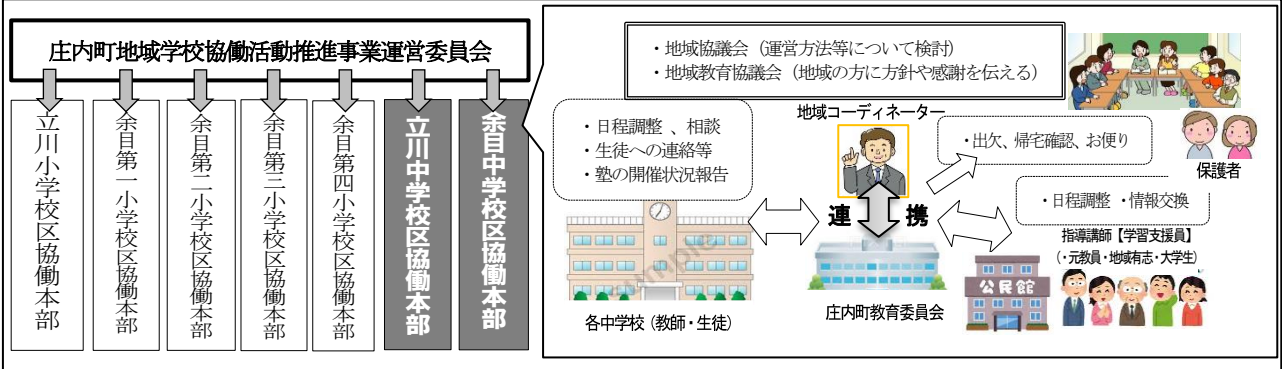
○担任が主体的に学習内容に応じた人材を活用できるよう、毎年見直しを図った。その上で、学校側と学校支援地域コーディネーターとが話し合いを持ち、授業における必要な支援について共通理解を図り、担任のニーズが反映されるように工夫した。

夢に向かって学ぶ生徒を応援しよう 庄内町地域学校協働活動推進事業【中学校夢サポート塾】

●取組の目的・経緯

庄内町夢サポート塾（地域未来塾）は、平成26年度より学習塾や習い事教室などに遠い立川中学校区で先行して開催。翌年から「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を受けて町内2つの中学校区（立川中、余目中）で学校支援地域本部が設置され、教員経験者や地域有志の方、地元大学生などの協力により、中学3年生を対象とした「夢サポート塾」を実施している。公民館をよく利用している地域の方々は、会場のマナーや塾のルールを守り真剣に学習に取り組む中学生に対して温かい目で見守っており、受験生を地域全体が応援している機運が高まっている。

●体制図



●主な取組の紹介

<たちかわ夢サポート塾>

平成26年度から開始。立川中学校3年生が対象でほぼ全員(今年度は32人)が塾に参加している。開催場所は中学校近くの狩川公民館で実施し、主に数学(実力, 基本コース) 社会, 国語, 理科の4教科を学習している。開催時期は9月から2月の土曜日の9:30~12:00で計20回。数学の基本コースには大学生も支援に入り、生徒一人ひとりのニーズに応えられるような体制を組んで実施している。



<あまるめ夢サポート塾>

平成27年度から開始。余目中学校3年生が対象で今年度は136人が参加。(※学年数154人) 開催場所は余目第二公民館で実施し、主に数学(初級, 基本, 実力コース) 社会, 国語の3教科を学習している。開催時期は部活動が終了する夏休みに集中講座を行い、9月から1月にかけてほぼ毎週土曜日の午前9:30~12:00の時間帯で開催している。

<これまでに工夫されたこと>

- ・生徒が学習に集中できる環境の整備。
- ・学校と相談し、生徒の実態に合わせ習熟度別に複数のコースを設定
- ・学校・指導講師・教育委員会との連携(日程調整、塾の運営等について共通理解、学校や塾での生徒の様子の変化の把握等)
- ・指導講師の確保(東北公益文科大学にも依頼)
- ・保護者の塾の信頼を得る。(塾の説明、出欠確認の電話連絡、お便りの発行等)
- ・塾終了後の講師陣との情報交換の時間(生徒の様子、振り返り、今後の方向性等)

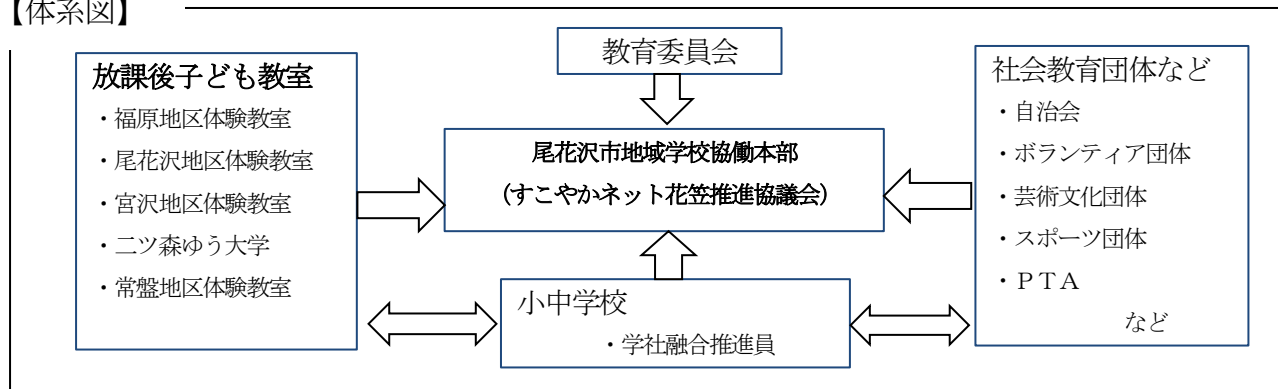
<取組の効果>

- ・部活動が終了し、気持ちを切り替えて高校受験に向けて努力しやすい環境づくりに寄与している。
- ・地域の先生方に感謝し、ふるさとの良さを感じる機会となっている。(全国学力・学習状況調査において、地域に関する質問項目で高い数値)
- ・明らかに学力が向上しており、生徒の意欲や自信につながっている。
- ・不登校傾向の生徒が塾に参加することで自信を持つ機会となった。

●取組の目的

学校・家庭・地域の連携・協力によって、地域における子どもたちの活動を豊かにし、子どもたちの生きる力（問題を解決する力、豊かな人間性、健康、体力）を育て、また、家庭教育支援の充実を図るための推進方策に関する協議・検討を行うため、「尾花沢市すこやかネット花笠推進協議会」を設置した。その協議会を「尾花沢市地域学校協働本部」とし、学校・家庭・地域が互いに連携しながら、各地域での放課後子ども教室を実施し、各教室で特色ある取組みを行っている。そして、子どもの育ちを支援するとともに、尾花沢の宝である自然や伝統芸能などの地域資源を体験、習得することで次世代に繋ぐことを期待している。

【体系図】



●主な取組の紹介

＜ニツ森ゆう大学＞

学校週5日制がはじまったことをきっかけに、地域にある自然や歴史、文化等の教育資源を活用した体験教室として始まった。教室の名前は玉野のシンボルである「ニツ森」を象徴し、「友」「遊」「悠」の3つの願いが込められている。毎年春に総会を開き一年間の活動を計画している。運営スタッフは、地域の有識者や各種団体の代表者、小中学校の校長などで構成され、地域と学校が一体となって運営している。春のニツ森登山に始まり、川遊び体験、ブナ林散策、蕎麦打ち体験など学区内の自然を満喫できる内容になっている。

特に、川遊び体験では安全への配慮も必要であり、大勢の地域の方の協力で実施している。子どもたちも普段できない体験に目を輝かせ、スタッフも童心に返り魚捕まへのコツを伝授するなど、大人も子どもと一緒に楽しんでいる。川遊びの後は川原でバーベキューを行い、地域のお母さんたちの手づくりのおにぎりやお惣菜、漬物などでお腹を満たし地域の人と交流を図っている。

このように、「ニツ森ゆう大学」を含む子ども教室の開催には多くの地域のボランティアの協力が必要だが、子どもたちが地域の中で安心してすこやかに育まれる環境を、地域全体で作っていくことが地域の活性化につながっていくことと思っている。



【これまでに工夫されたこと】

- ・学区内の小中学生にアンケート調査を実施し、活動計画に反映させ、より多くの児童・生徒に参加してもらえるよう工夫している。

【取組の効果】

- ・参加児童の保護者も積極的に教室運営に協力してくれるようになり、世代間交流が活性化された。
- ・小中学校の先生も地域に関心を持ち、積極的に子ども教室に参加してくれる。
- ・地域の各種団体が協力しあうことで連携が生まれ、地域の活性化につながった。

＜学校支援活動と放課後子ども教室の一体的な取組について＞

【鮭川村学校・家庭・地域の連携協働推進協議会】

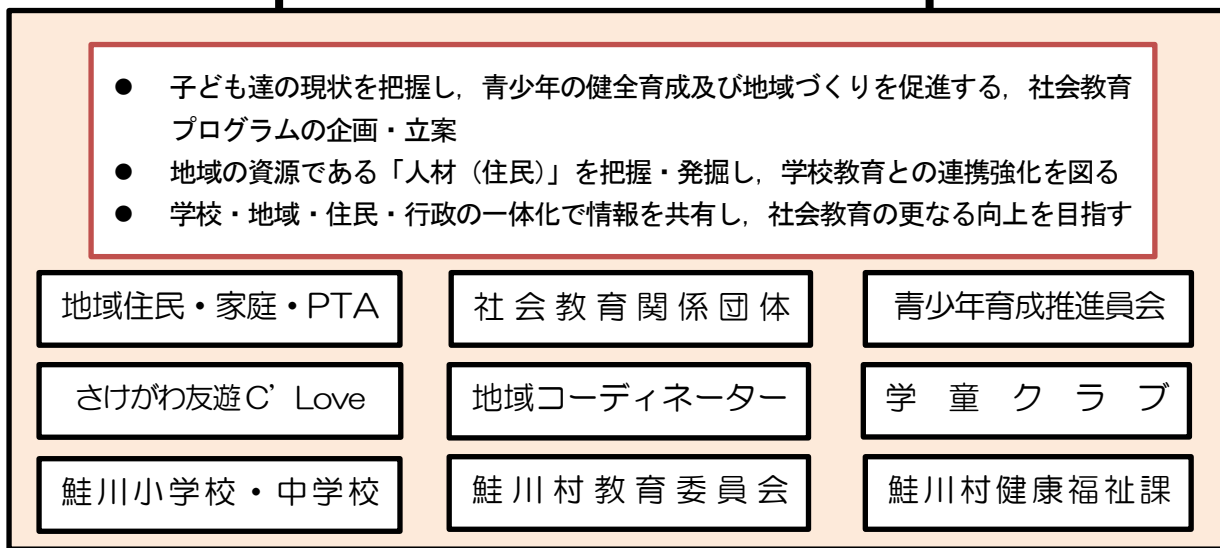
●取組の目的・経緯

鮭川村においても少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、学校に対するニーズの多様化・複雑化などの子どもを取り巻く課題が複数存在する。

これらの課題に対し、鮭川村として一丸となった取組をするため、2つの実行委員会（地域学校協働本部、放課後子ども教室推進事業本部）を統合し、学校・家庭・地域の連携協働推進協議会（以下、推進協議会という。）を設立した。これにより、横断的な情報交換をし、地域人材のネットワークが形成されることで、更なる社会教育の充実を図っている。

●体制図

鮭川村学校・家庭・地域の連携協働推進協議会



●主な取組の紹介

＜学校からの要望をワンストップで解決＞

以前まではそれぞれの事業本部に対し、「こんな授業をしたいが、詳しい方はいないか。」等、ばらばらに相談を受けていた案件について、推進協議会が要望を一本化して集約・解決方法の提案・地域人材へ講師の依頼等を行っている。

＜地域人材のネットワーク形成＞

上記体制図のように、多様な関係団体が参加して推進協議会を開催することで、地域人材の交流が生まれ、様々な角度や視点から意見を集約でき、それぞれの想いや現場の声を共有して事業に臨むことが出来る。地域の方へボランティアを依頼する際にも、想いの共有は重要だと考えている。

●効果

推進協議会として一本化し、ワンストップで解決できる体制を構築したことにより、効率的な連絡体制の確立と学校側の事務の負担軽減につながった。

また、推進協議会において事業の評価や精査、改善策等について議論を行うことで「皆で地域を良くする。」「地域に誇りが持てる子どもを育てる。」という共通認識を確認し、積極的な取組の原動力となっている。

今後も関係団体が一体となり、鮭川村に誇りを持てるような取組を継続的にいき、社会教育の充実に寄与していきたい。



＜学校運営協議会の熟議を反映した夏の地域体験学習講座＞

～子供が輝き地域も輝く ― 子供の居場所づくりから～

【小国町・白い森地域学校協働本部】

●取組の目的・経緯

小国町では平成28年度まで旧校舍活用の取組として「夏休みチャレンジウィーク」を開催してきた。これは小学生を対象とした夏季休業中の学習会であり、旧学区の児童を募り、学校運営協議会委員と地域ボランティアの協力を得て行ってきたものである。

本町の学校運営協議会は平成26年度に設置され、各校代表者による合同学校運営協議会を開催してきた。平成29年度合同学校運営協議会の熟議において「統合後、学校が遠い存在になってきている。地域との協力の糸口を探していきたい。」という意見が出された。この意見を具体化するために、町内6地区において旧校舍を活用しながら「夏休み地域体験学習講座」を開催した。

●主な取組の紹介

＜小玉川地区ガムラン演奏体験講座＞

平成29年夏休み、旧小玉川小中学校を会場に小学生2名、地域ボランティア7名でガムラン演奏体験講座を実施した。参加した児童は旧校区の児童であった。地域ボランティアは演奏の経験のある学校運営協議会委員と平成15年の国民文化祭で演奏体験のある地区の青年にお願いした。参加した地域ボランティアからは高い評価をいただいたが、一方で「町中心部からの児童の参加者がほしかった。」との感想もあった。



平成30年夏休み、前年度の地域ボランティアの方の思いを生かすよう、地区の子どもだけでなく町全体から積極的に希望者を募った。また、同じく前年度の古田歌舞伎体験においては地域の声かけで中学生が参加し好評だったことから、夏休みの講座すべてに中学・高校生ボランティアを募った。ガムラン演奏体験講座は小学生8名、中学生ボランティア3名の参加があり、大変好評であった。

＜白沼地区昔遊び体験講座＞

平成30年夏休み、旧学区在住3名、他地区在住4名の計7名の小学生の参加を得て実施した。参加者は前年度と比べ倍増した。昔の歌に合わせての「まりつき」「花いちもんめ」「あやとり」「かごめかごめ」等を地域ボランティアの方々に教えてもらい体験した。参加児童からは「今年も楽しかった。おばあちゃん達と一緒にできたのでよかった。来年もまた参加したい。」といった感想が寄せられた。一方、地域ボランティアからは、「昔のあそびを楽しむ子ども達の姿が見られた。子ども達との遊びの中でとても楽しくなることができました。」「一日ありがとうございました。今日だけで10歳も若くなった気分です。また来年も頑張りましょう。」といった感想をいただいた。

＜これまでに工夫されたこと＞

- 学校運営協議会で出された意見を協働活動に積極的に反映させるようにした。
- 子どもの少なくなった地区の講座に、他地区の子どもを積極的に参加させた。
- 協働活動に学校運営協議会委員が自ら、または身近な方を誘って参加してもらうようにした。
- 中学・高校生ボランティアを積極的に募集し、中学・高校生が支援を受ける側と支援する側にかかわらせるようにした。

●体制図



＜取組の効果＞

- 学校運営協議会で出された意見を協働活動に意図的に反映させたことで、地域の協力が一層得やすくなった。
- 他地区からの参加により、講座への参加者が増え、地域ボランティアに有用感をより感じてもらえた。
- 中学・高校生ボランティアに活動体験の機会を提供することにより、将来の協働活動の担い手としての期待ができる。

参考情報（関係法規等）

（１）社会教育法（昭和 24 年法律 207 号、最終改正平成 29 年法律第 5 号）抜粋

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二（略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十六～十九（略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五（略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するものの中から、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（２）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号、最終改正平成 29 年法律第 5 号）抜粋

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらのものとの連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（事項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項または第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）である時は、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

（3）新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携。協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（中教審108号）抜粋

第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

1 地域における学校との協働体制の目指す姿

（1）今後の方向性—連携・協働と総合化・ネットワーク化—

今後、国全体として、各地域を支援しつつ、目指すべき整備の方向性は、第一に、第1章第2節で既に述べたとおり、地域と学校がパートナーとして、ともに子供たちを育て、そのことを通じ

とともにこれからの地域を創るという理念に立つことである。「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望を持った「連携・協働」に向かうことを目指す。

第1章第1節でも述べたように、地域の人的・物的資源を活用するなど、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現する必要がある。例えば、郷土学習の場合は、地域住民と学校とが相互に知識と経験、物や施設を提供し合って教育活動を行うことが望ましい。その際、話し合いの過程と継続的な実施を通じて、地域の伝統文化の継承者が生まれ、地域の持続・発展の目が育つこととなる。さらに、地域住民が「学び」を通じて子供たちや学校と新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが期待できる。

また、これらの学習については、基礎的な教育を学校の授業でも行った上で、放課後や土曜日における社会教育の場でさらに発展的な活動を行うことも考えられる。これは、学校教育と社会教育の連携によって学びを深める一例である。また、地域住民の身近な学習・交流の場である公民館等の社会教育施設には、多様な人々が集い、地域活動の歴史やノウハウが集積されており、世代間の絆をつなぐ協働の場の1つとして期待される。

第二に、活動やコーディネーター機能のつながりを深めることが重要である。地域によっては、既に、授業への地域人材の協力、放課後子供教室、土曜学習、親子が参加する地域行事等を複数のコーディネーターが手分けしながら一体の組織で企画・実施している例がある。地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのかという目標・ビジョンについて熟議を行いながら、多様な活動の違いを超えて総合的な運営を進めることにより、地域の人的なネットワークが広がり、協力体制が手厚くなると考える。

このように、活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かした「連携」と、共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせる達成を目指す「協働」の双方の、地域における基盤となる体制が今後の教育には必要である。そのためには、従来の学校支援地域本部活動や放課後子供教室等の個別の取組を有機的に結び付けていくことが必要である。

このように、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていくことを提言する。

* 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（中央教育審議会答申186号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm

～地域学校協働活動ハンドブック～

平成31年3月発行

【発行】山形県教育庁 文化財・生涯学習課生涯学習振興室

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1

TEL:023-630-3344 FAX:023-630-2874

E-mail:yshogaku@pref.yamagata.jp

※この冊子は、山形県教育庁文化財・生涯学習課 HP に掲載しております。
御活用ください。